

<b>A 2 0 2</b> <b>上 級</b> (TV 聴講あり)	<h1>成功事例から学ぶ特許活用法</h1> <h2>～事業戦略における特許の活用法とは？～</h2>
講 師	<b>武田 安弘</b> (中央大学 精密工学科 共同研究員知的財産担当、元 (株)ブリヂストン 知的財産本部長)
日程・場所	東京本会場 → TV会場：JPDS 名古屋、大阪、九州各営業所セミナー室 12月14日(水)
時 間	半日間 (13:30～16:30)
アクセス	<a href="https://www.jpds.co.jp/company/access.html">https://www.jpds.co.jp/company/access.html</a>
定 員	東京本会場 24 名 // TV会場：各会場共 10 名 (先着順申し込み)
受講料	本会場：16,000 円 (税込 17,600 円)、TV会場：12,000 円 (税込 13,200 円)
対 象	知的財産部門の管理職
<b>内 容</b>	
<p>(株)ブリヂストンのスタッドレスタイヤや日亜化学工業(株)の青色発光ダイオードの成功したビジネスでは、どのように特許が活用されていたかを分析し、事業戦略における特許の活用手法を学びます。さらに、中国での模倣品対策への知的財産活用についても紹介します。</p> <p>本セミナーは、特許制度を説明する講座ではなく、事業における特許の活用法についての講座ですので、知財担当者だけではなく、技術開発者、経営者等、マネジメント層までを対象にしたセミナーです。特許を取得して本当に意味があるのか、特許はどのように事業に活用すればよいのか、等の疑問を抱いている方にお勧めしたいセミナーです。</p>	
<b>プログラム</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業上特許が重要となった背景             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国プロパテント政策</li> <li>・ 特許侵害訴訟をうける日本企業</li> </ul> </li> <li>2. 最近の状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスモデルと知財</li> </ul> </li> <li>3. 成功事例：             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日亜化学の青色発光ダイオード</li> <li>・ ブリヂストンの事例                 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ブリヂストンの概要</li> <li>➢ 独占実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 発泡ゴム</li> <li>◇ 出願戦略</li> </ul> </li> <li>➢ ソリューションビジネス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 更生タイヤ</li> <li>◇ 鉱山タイヤ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 中国の状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願、訴訟件数の増大                 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 知財体制の整備</li> </ul> </li> <li>・ ブリヂストンの模倣品対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 意匠、商標権の活用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>5. 事業への特許活用のポイント</li> </ol>

## 【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。 URL: <https://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

## 【備考】

セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

## 【日本弁理士会継続研修】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。ただし、TV聴講の場合には継続研修の認定対象外となります。